

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を今年も開放 ～引き続き民間の協力施設を募集します～

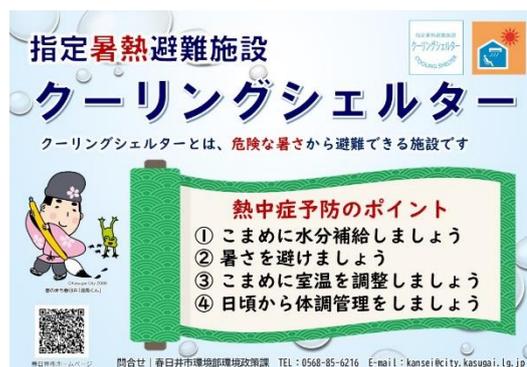
1 目的

地球温暖化の進行により熱中症のリスクが高まるなか、気候変動適応法に基づき、より積極的な熱中症対策を進めるため、命に影響のある危険な暑さから避難し涼める場所として、昨年度より一部の公共施設・民間施設をクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒アラート発表時等に施設を開放できるようにしています。

また、クーリングシェルターの指定に協力いただける民間施設を引き続き募集していきます。

2 クーリングシェルター指定要件

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に一般開放できること。(開館時間内に限る)
- (3) 必要かつ適切な空間を確保すること。



3 指定施設、運用期間及び周知方法

- (1) 指定施設
公共施設24施設に加え、民間施設56施設を指定 (令和7年6月6日現在)
※施設一覧は別紙のとおり
- (2) 運用期間
令和7年4月23日 (水) ~10月22日 (水)
※各施設の開館日、開館時間等の範囲内
- (3) 周知方法等
・指定施設にはポスターを掲示し、クーリングシェルターであることを周知。
・市ホームページに各施設の開館時間、休館日、受入可能人数を掲載。

4 民間施設の指定の募集

クーリングシェルターの指定及びクールシェアの取組みにご協力いただける民間施設を随時募集しています。

あいち電子申請・届出システム (市ホームページにリンク先あり) から必要事項を入力し、応募してください。



市ホームページ

5 その他

市では、熱中症特別警戒アラート発表の有無に関わらず、冷房が効いた施設で涼を分かち合うことで家庭でのエアコン使用を控える、地球温暖化対策 (クールシェア) の取組みを推進していきます。